# 日本ボーイスカウト西宮第１１団及び育成会
# 会　　計　　規　　則

（ 総　　則 ）

第　１　条　　この規則は、日本ボーイスカウト西宮第１１団及び育成会の会計について定めたものである。

（ 合併会計 ）

第　２　条　　育成会及び団の財政は、スカウト教育及び関係者の親睦のために運用されるもので、その目的と事業は基を一にするため、その会計は合併して処理する。

（ 運　　営 ）

第　３　条　　育成会及び団の会計（ 以下、本会計という ）の運営に関しては、団委員会が責任を持つ。

（ 担 当 者 ）

第　４　条　　本会計の事務は、財政担当団委員がこれを行う。

（ 会計年度 ）

第　５　条　　本会計は９月１日から翌年８月末日までをもって、一会計年度とする。

（ 収 入 源 ）

第　６　条　　本会計の収入源は、次のとおりとする。

⑴ 育成会費

⑵ 入団金

⑶ バザー収益金

⑷ 助成金、補助金、寄付金

⑸ 行事参加費

⑹ 預金利子等雑収入

（ 育成会費 ）

第　７　条　　育成会費は、育成会々則第８条に基づく。

ただし、ローバースカウトに関しては、育成会費は免除、及び減額することが出来る。

（ 入 団 金 ）

第　８　条　　入団金は、子弟が仮入隊するときに、その保護者が納入する。

入団金は、10,000 円とする。但し、移籍者の場合は半額とする。

（ 助成金等 ）

第　9　条　　助成金、補助金及び寄付金は、育成会員及び団関係者並びに地域内の賛助者等からこれを受ける。

ただし、寄付金等を募集する場合は、日本連盟教育規定に則ってこれを行うものとする。

（ 行事参加費 ）

第　10　条　　育成会及び団並びに各隊の経費は、前３ヶ条の収入によって支弁することを原則とするが、舎営、野営、その他行事に臨時費用が必要な場合は、参加者から行事参加費を徴収することがある。

ただし、不参加であっても、行事に関する共通的費用を分担させることがある。

（ 雑 収 入 ）

第　11　条　　預金利子その他雑収入は、本会計に繰入れる。

（ 予　　算 ）

第　12　条　　本会計の予算は、団委員会と、団会議で編成し、団委員会で決定するものとする。

（ 補正予算 ）

第　13　条　　予算を修正する必要の生じた場合は、補正予算を計上し、団委員会の承認を得るものとする。

（ 緊急支出 ）

第　14　条　　予算外であっても、緊急止むを得ず支出を要する場合は、団委員長と財政担当団委員の協議によって決定し、次回団委員会で承認を得るものとする。

（ 証拠書類 ）

第　15　条　　本会計の支出にあたっては、証拠書類として、支払先の発行する領収書を必要とする。

ただし、やむを得ず領収書を得られない場合は、団委員長又は財政担当団委員の承認する書類をもって、これに代えることができる。

（ 保　　存 ）

第　16　条　　本会計に関する帳簿書類等は、３年間保存することを要する。

（ 決　　算 ）

第　17　条　　本会計の決算は、年１回、年度末をもって行い、財政担当団委員が決算書を作成して、団委員会の承認を得るものとする。

（ 監査と報告 ）

第　18　条　　団委員会は、決算に関し、監事の監査を受け、その結果は育成会総会において報告さ

れ、承認を得るものとする。

（総　会）

第 19 条　総会は、毎年１０月に育成会長が招集する。また必要に応じ臨時総会を開くことができる。

（附　則）

第 20 条　この会計規則の変更には、団委員会の承認を要する。

第 21 条　この会計規則に疑義または定めのない事項が生じた時は、団委員会で協議して決定する。